

## 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律イメージ

### 法案の背景・目的 (1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

#### 文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進  
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

### 基本理念 (3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

### 基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
  - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
  - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
  - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
  - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
  - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
  - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
  - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
  - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
  - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
  - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
  - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
  - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
  - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
  - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
  - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
  - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
  - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

**【推進体制】** 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

**【財政措置等】** 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け(6条)

# 「障害者文化芸術活動推進基本計画」の概要

## 本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

## 障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

## 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

### **視点1） 障害者による文化芸術活動の幅広い促進**

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

### **視点2） 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化**

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

### **視点3） 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現**

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

## 施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

### **（1）鑑賞の機会の拡大**

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

### **（2）創造の機会の拡大**

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

### **（3）作品等の発表の機会の確保**

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

### **（4）芸術上価値が高い作品等の評価等**

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

### **（5）権利保護の推進**

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等 等

### **（6）芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援**

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

### **（7）文化芸術活動を通じた交流の促進**

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

### **（8）相談体制の整備等**

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

### **（9）人材の育成等**

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

### **（10）情報の収集等**

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

### **（11）関係者の連携協力**

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等

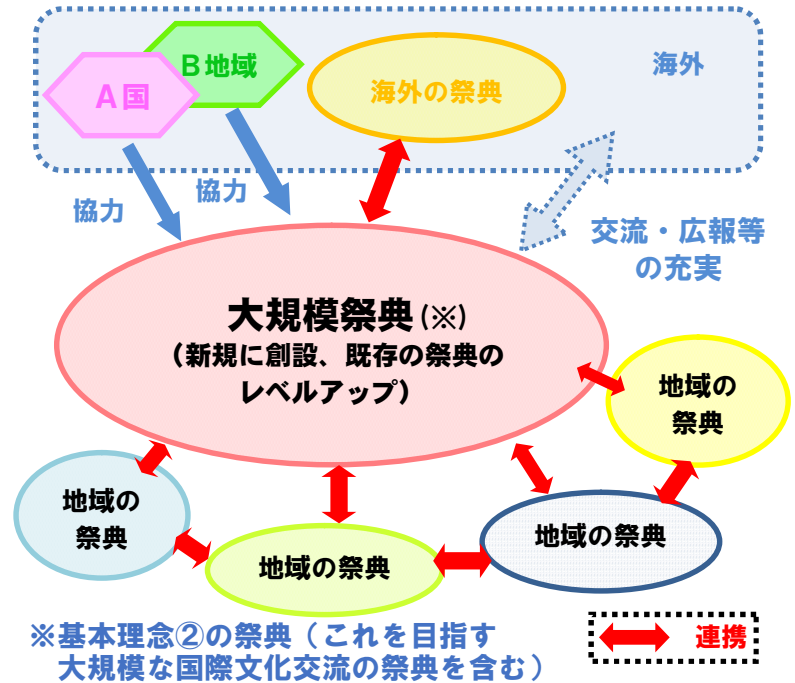
# 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の概要

**【法案の目的】** 国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要  
(1条) → 国際文化交流の祭典の実施を推進

- ・ 国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与
- ・ 世界の文化芸術の発展に貢献
- ・ 我が国の国際的地位の向上に資する

## 基本理念(3条)

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献、我が国に対する諸外国の理解の深化、国際相互理解の増進を図る
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る祭典が実施されるようにする  
この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる
- ⑤ 国際観光の振興、地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る



## 基本計画(閣議決定)で具体化(7条)

### 大規模祭典のための国の施策

- 継続的かつ安定的な実施に必要な人的・物的体制の整備(専門的な人材の継続的な確保、会場の確保、芸術家の受入れ体制の整備等)(8条)
- 企画等に関する外部の専門的なサポート体制の整備(9条)
- 海外へのアピール(インフルエンサーの招へい等)(10条)
- 来訪者の交通手段・滞在施設の充実・確保等(11条)
- 海外の祭典との交流・連携(12条)
- 外国の政府機関等、国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携(13条)

### 地域の祭典も含めた幅広い国の施策

- 海外も含めた祭典に関する実施状況等の情報の収集・整理・提供(14条)
- 企画等に関する専門的な人材の確保等(15条)
- ボランティア活動への参加の促進等(16条)
- 国内の祭典相互の連携(17条)
- 地方公共団体・民間団体等による祭典の実施・参加等への支援(18条)

地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずる。(19条)

### 【推進体制:関係省庁による推進会議の設置】(20条)

- 国際文化交流の祭典推進会議を設け、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行う。

### 【財政上の措置等】(6条)

- 政府は、施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

## 本計画策定の背景

- 我が国で世界の関心を集める国際文化交流の祭典を実施することは、世界の文化芸術の発展への貢献、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題である。また、地域の歴史や風土等を生かした地域の祭典は、活力ある地域社会の実現につながるものとして一層推進していくことが必要である。
- 文化芸術基本法は、芸術祭の開催又はこれへの参加について明示的に規定している。また、平成30年6月、議員立法により「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（以下「祭典法」と言う。）が成立した。

## 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画かつ 国際文化交流の祭典の振興にあたっての指針として本基本計画を策定

### 1 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

#### (1) 我が国における国際文化交流の祭典に係る現状、課題

- 「ベネチア・ビエンナーレ」や「カンヌ国際映画祭」に比肩するような大規模な祭典は行われていない。
- 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指すことが求められる。

#### (2) 祭典法の目的、基本理念及び定義

##### ○目的（祭典法第1条）

国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資する。

##### ○基本理念（祭典法第3条）

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献、我が国に対する諸外国の理解の深化、国際相互理解の増進を図る。
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す。
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにする。この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする。
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる。
- ⑤ 国際観光の振興や地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る。

##### ○定義（祭典法第2条・第8条）

<国際文化交流の祭典>

国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しであり、我が国において行われるもの

<大規模祭典>

国際文化交流の祭典のうち、基本理念②の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典

#### (3) 基本計画の位置付け

- 祭典法は「大規模祭典」及び「地域の祭典」の双方について推進のための国の施策を規定している。
- 国際文化交流の実施の推進に関する基本的な計画かつ国際文化交流の祭典の振興にあたっての指針として本基本計画を策定する。
- 地域の祭典の実施を推進するために、「地域の祭典も含めた国の施策」だけではなく、「大規模祭典のための国の施策」に記載された施策も実情に応じて取り入れることが有効である。

## 2 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 大規模祭典のための国の施策

#### ○大規模祭典の継続的かつ安定的な実施

- ・大規模祭典を継続的かつ安定的に実施するため、多様な専門的人材の確保・養成を図る。
- ・多くの人々の関心を得るため、より開かれた空間での実施、芸術家の自由な発想に基づく展示、公演等を可能とするため、公共空間や歴史的建造物、学校施設等の利活用を促進する。
- ・海外の芸術家が日本滞在中に、ストレスなく創造活動に従事することができるよう、各地域において芸術家を円滑に受け入れることができる環境を整備する。

#### ○大規模祭典の企画等に関する専門的助言等体制の整備

大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を実施する。

#### ○大規模祭典の国際的評価の確立及び向上

大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を実施する。

#### ○大規模祭典への来訪者の利便性向上

大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を実施する。

#### ○大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携

大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、世界の幅広い地域へ我が国の文化人・芸術家等を派遣するなど、必要な施策を実施する。

### (2) 地域の祭典を含めた国の施策

#### ○情報の収集等

国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を実施する。

#### ○ボランティア活動への参加の促進等

地域社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るため、ボランティア等の活用を推進する。

#### ○国際文化交流の祭典の相互の連携等

文化人・芸術家等の相互交流を推進し、創造的な企画による国際文化交流の祭典の振興を図るとともに、祭典間の連携促進により、運営基盤の強化を図る。

## 3 その他国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### (1) 大規模祭典のための国の施策

#### ○大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会は、日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の事務局を担い、その成果を踏まえ大規模祭典の実施に協力する。
- ・独立行政法人国際交流基金は、海外において国際文化交流の祭典を実施する者等との交流事業を実施してきた実績を有しており、外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進にあたって、その知見と事業を積極的に提供していく。
- ・祭典法第20条に基づく国際文化交流の祭典推進会議が中心となり、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図る。さらに、国、地方公共団体、有識者、民間等による新たな大規模祭典の創設及び大規模祭典の継続的かつ安定的に実施するための会議を設置し、地域の祭典との連携も含め、体制整備を図る。

### (2) 地域の祭典を含めた国の施策

#### ○地方公共団体及び民間の団体等に対する支援

国際文化交流の祭典の実施はもとより、我が国における文化芸術の創造と発展を図り、我が国、地域の優れた文化芸術の次世代への継承等、地方公共団体及び民間の団体等が実施する取組を支援する。

### (3) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施する。